

# 宅地造成の手續き方法

## 市街化区域と市街化調整区域

### ◎市街化区域

市街化区域に指定された区域は、すでに市街化している区域と、ほぼ十年以内に、優先的に、しかも計画的に市街化を図っていく区域です。このような区域で、環境のよい、住みよい市街地を造るための公共投資が、積極的に行なわれます。

市街化区域内の農地については、土地基盤整備事業などのように、その効果が長期に及ぶ農業投資は、原則として行いません。ただし、現在の農業経営の維持に必要な投資は、行ないます。

市街化区域内での宅地造成等の開発行為(主として建築)

農業委員会  
への届け出  
は、今までの  
許可制度と違  
って、ただ書  
類を提出する  
だけで済ま  
す。

また、家を建築する場合は、今までのと同様建築確認申請をしなければなりません。

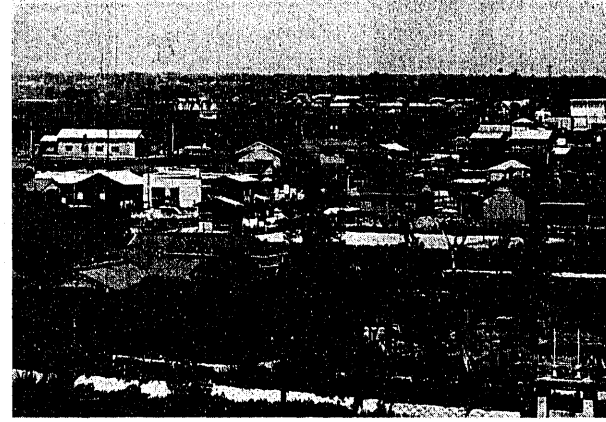
### ◎市街化調整区域

市街化調整区域は、市街化することを抑制し、優良な農地を保護育成する区域です。この区域には、農業に対する公共投資は、積極的に行ないませんが、宅地造成等の開発行為は、原則として認めません。

ただし、例外として許可を必要とするものもあり、また、周辺の市街化を促進するおそれなく、市街化区域内で行なうことが、著しく困難であると認められるものについては、申請によって許可するものがあります。さらに、既得の権利についても、申請によって、条件付きで許可するものがあります。それには、次のようなものがあります。

### 市街化区域の字別詳細

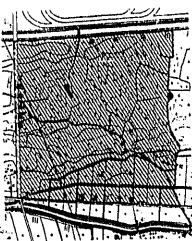
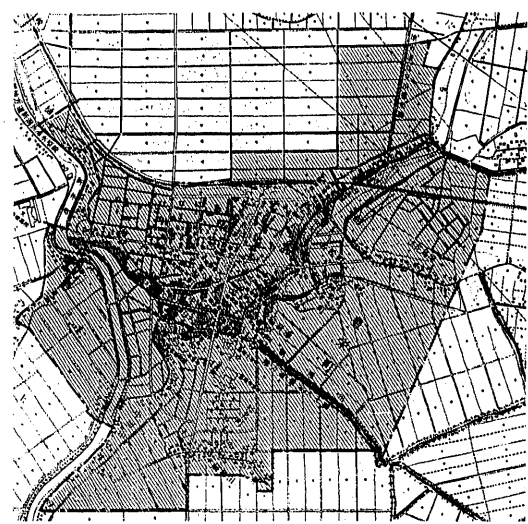
- △ 昭和四十年十一月十五日現在で、市街化調整区域内に自己の住宅や自己の業務用建築物を建てる目的で所有していた土地、または借地権を有していた者で、昭和四十六年五月十五日までに県知事に届け出、昭和五十年十一月十五日までに、その目的で行なう開発行為が行なう場合は、いずれの場合でも、農地法の許可が必要ですが、農地法を必要とする場合は、同時にそれぞれの窓口で許可申請をしてください。
- ◎ 葛塚  
字白新町、常盤町、本町相生町、栄町、表高入、南川岸および中ノ倉根の各字の全域  
字正尺、上大川、樋ノ内樋ノ内屋敷付、上大口、下大口および子辰高入の各字の一部  
◎ 嘉山  
字大口の全域  
字嘉山、飯面および川前の各字の一部  
◎ 前新田  
字吉岡、前田、前郷および宮浦の各字の全域



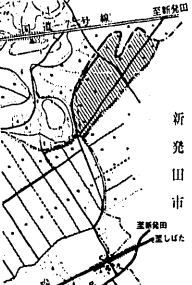
白新町は区画整理後約十五年、今は約五百世帯の人が住み、鉄道の線路きわで家が立ちならびました。

# 市街化区域図

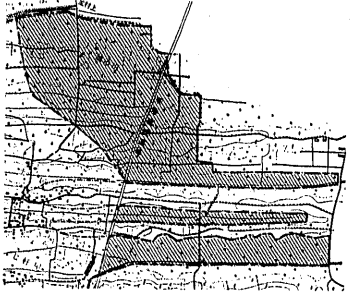
## 葛塚・長浦地区



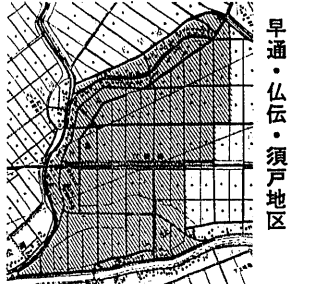
## 松影地区



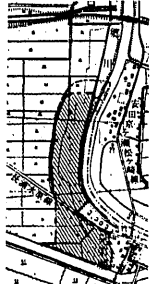
## 横土居地区



## 早通・仏伝・須戸地区



## 兄弟堀地区



◎ 朱色斜線内が市街化区域です。  
◎ 各地区の縮尺は、それぞれ異なります。

- ◎ 横井  
字前新田の一部  
字五反歩の全域  
字城山前中道外、天神川向、大境および大境道下の各字の一部
- ◎ 土池亀  
字小濁の全域  
字大曲、竹ノ通、竹ノ通前割および杓子濁の各字の一部
- ◎ 下土地亀  
字樋ノ内の一部  
◎ 太田  
字法花島屋、法花島屋前および松影の各字の一部
- ◎ 早通  
字宮浦および前割の各字の全域  
字早通および村下の各字の一部
- ◎ 下早通  
字居浦および早通川端の各字の一部
- ◎ 須戸  
字下須戸の一部  
◎ 仏伝  
字藤山、仁平浦、新川および上新川の各字の全域  
字米山、飯面、立割、大割、下屋敷、上屋敷および宮浦の各字の一部
- ◎ 木崎  
字尾山、尾山前、柳原、浦湯、樋ノ入山および見田山の各字の一部
- ◎ 樋ノ入  
字廻板倉の全域  
字前沢、向沢および藤ノ木原の各字の一部
- ◎ 内島見  
字生板倉の全域  
字大沼および九十曲の各字の一部
- ◎ 高森新田  
字三反割の一部
- ◎ 横土居  
字別行沢、金甲、小金甲六木山、新川前、鶴泊り、中島および川崎の各字の一部